

## 規制シート(様式)

160195701770001

規制の名称	水道法	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	水道法(昭和32年法律第177号)、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、水道施設の技術的基準を定める省令、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課 課長 宮崎 正信
規制目的	水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること		
規制内容の概要	水道により供給される水は、水道法第4条に掲げる要件を備えるものでなければならない。 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、水道法第5条に掲げる要件を備えるものでなければならない。 水道事業を営もうとする者は、水道法第6条の規定に基づき厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	○水質基準に関する省令を以下のように改正した(平成27年4月1日施行)。 ・「ジクロロ酢酸」に係る水質基準を0.04mg/L以下から0.03mg/L以下とした ・「トリクロロ酢酸」に係る水質基準を0.2mg/L以下から0.03mg/L以下とした ○水道法施行令第15条の規定において、水道事業等に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県に対し、厚生労働大臣の権限に属する認可等の一部事務を移譲する改正を行った(平成28年4月1日施行)。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	人口減少に伴う水需要の減少、高度経済成長期に布設された水道施設の老朽化の進行等の状況の変化に対応し、水道事業の基盤の強化を図り、将来にわたり安全な水の持続的な供給を確保するとともに、指定給水装置工事事業者制度の改善を図る必要があるため	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会における報告書(国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について)を踏まえ広域連携の推進や適切な資産管理の推進、官民連携の推進等を図るため、水道法の見直しを行う。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		